

○愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例
施行規則

平成28年1月22日

規則第2号

改正 令和3年3月25日規則第4号

令和5年3月20日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例（平成27年愛西市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係地域)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める地域は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2号アに掲げる施設にあっては、当該施設の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用する土地並びに産業廃棄物の搬出及び搬入のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」という。）の境界線から3キロメートル以内の地域
- (2) 条例第2条第2号イ及びウに掲げる施設（産業廃棄物の焼却施設及びばい焼施設を除く。）にあっては、当該事業用地の境界線から300メートル以内の地域
- (3) 条例第2条第2号イに掲げる施設（産業廃棄物の焼却施設及びばい焼施設に限る。）にあっては、大気有害物質を排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部と当該開口部から排出される大気有害物質が地上に到達するときの濃度が最も大きくなると予測される地点との距離の最大値の2倍の距離以内の地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、事業計画の内容その他の事項を総合

的に勘案し、環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる地域

(利害関係者)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める利害関係を有する者は、事業用地の境界線から4メートル以内にある土地の所有者とする。

(事前協議書)

第4条 条例第5条に規定する事前協議書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 土地及び家屋の登記事項証明
- (2) 法人の履歴事項全部証明で3か月以内に発行されたもの（個人の場合は、住民票の写しで3か月以内に発行されたもの）及び業務経歴書
- (3) 産業廃棄物処理業等の通知書、許可書及び許可証の写し
- (4) 事業実施工程表
- (5) 施設周辺の位置図
- (6) 施設付近の見取図
- (7) 土地利用計画図
- (8) 事業用地の公図の写し
- (9) 産業廃棄物処理施設の設計概要図（平面図、立面図、側面図等）
- (10) 条例第2条第2号ア及びイに掲げる施設にあつては、生活環境影響調査書又は調査項目、調査範囲及び調査方法を記載した書類
- (11) 条例第2条第2号イに掲げる施設にあつては、産業廃棄物の処理工程図
- (12) 事業者が事業用地の所有権を有しない場合にあつては、当該事業用地を使用する権原を有することを証する書類
- (13) 条例第2条第2号イに掲げる施設にあつては、産業廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類

- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
(告示及び縦覧)

第5条 条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等を行おうとする場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 条例第2条第2号アに掲げる施設にあっては、埋立ての用に供される場所の面積及び埋立容量
- (6) 条例第2条第2号イに掲げる施設にあっては、産業廃棄物処理施設の処理能力
- (7) 縦覧の期間及び時間
- (8) 関係住民は意見書を提出することができる旨
- (9) 意見書の提出先、提出期限及び提出方法
- (10) 意見書に記載すべき事項及び記載方法

2 条例第6条の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 愛西市役所
- (2) 関係地域内又はその周辺地域内において市長が指定する場所
(周知計画書)

第6条 条例第7条（条例第9条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会の開催の場所
- (2) 説明会の開催の日時
- (3) 説明会の会場の定員
- (4) 説明会の開催の周知の方法

(5) 説明会へ多数の関係住民が参加できるよう配慮した事項

(6) 説明会以外の事業計画等の関係住民への周知方法

2 条例第7条の周知計画書は、様式第2号によるものとする。

(説明会の開催の方法等)

第7条 事業者は、説明会を開催するに当たり、関係住民の参集の便をできる限り考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

2 事業者は、説明会において関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類等を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、市長に意見書を提出することができる旨並びに意見書の提出期限及び提出先を説明しなければならない。

3 条例第8条第4項(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)の実施結果報告書は、様式第3号によるものとする。

4 前項の実施結果報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 説明会において配布し、又は使用した書類及び図面

(2) 説明会以外で周知に使用した書類及び図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(意見書)

第8条 条例第10条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 提出者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 意見の対象となる事業者の氏名又は名称並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所

(3) 事業者に対して第1号に掲げる事項を明らかにすることを希望する場合は、その旨

- (4) 関係地域における環境の保全上の見地からの意見
(見解書等)

第9条 条例第11条第1項の見解書は、様式第4号によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による見解書の周知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 関係住民への文書の配布又は回覧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

3 条例第11条第3項の規定による書類の提出は、見解書周知報告書(様式第5号)により行うものとする。

4 前項の見解書周知報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

5 条例第11条第4項の規定による縦覧の場所は、第5条第2項各号に掲げる場所とする。

(環境保全誓約書)

第10条 条例第13条第1項の環境保全誓約書には、関係地域の地元組織等の代表者と締結した事業計画の実施に係る環境保全に関する協定書(以下「環境保全協定書」という。)を締結した上で、次に掲げる事項を記載し、又は添付しなければならない。

- (1) 環境保全協定書の写し及び議事録等
- (2) 始業及び終業の時間並びに産業廃棄物の搬出入を行う時間帯
- (3) 関係地域における環境の保全上の支障及びその対応策
- (4) 関係住民の産業廃棄物処理施設内への立入条件
- (5) 情報開示の要件

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(変更届)

第11条 条例第14条の規定による届出は、事前協議書の変更にあつては事前協議書変更届(様式第6号)を、周知計画書の変更にあつては周知計画書変更届(様式第7号)によるものとする。

(廃止届)

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届(様式第8号)によるものとする。

(公表)

第13条 条例第17条第2項の規定による公表は、愛西市公告式条例(平成17年愛西市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公表に至った経緯

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(書類等の提出部数)

第14条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類(添付書類等がある場合は、これらを含む。)の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

(1) 様式第1号から様式第3号まで、様式第5号及び様式第8号 2部

(2) 様式第4号、様式第6号及び様式第7号 4部

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

事前協議書

〔 最終処分場
中間処理施設
積替え又は保管施設 〕

年 月 日

（宛先）愛西市長

住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第5条第1項の規定により、事前協議書を提出します。

別紙 1

施 設 計 画 書

概要	申請者の概要	主たる業務内容			
		廃棄物処理経歴			
事業計画	施設所在地	(詳細は別添のとおり)			
	面積	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		延床面積	m ²	建築構造	
	施設の目的				
	廃棄物の区分	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物		
	廃棄物の種類				
	処理形態	自己処理	処理業		
	施設区分	最終処分	中間処理	積替え又は保管	
	構造及び維持管理の概要	別添のとおり			
埋立予定期間	年 月 日～ 年 月 日(年 月間)				
事業範囲	施設の種類	1日当たり最大処理能力 又は埋立面積及び容量	取扱廃棄物名	取扱予定数量	
	埋立廃棄物量				
	覆土量				
	合計				

別紙2

処 理 計 画

廃棄物受入れの方法						
最終処分	掘削土砂の処理方法	資源として利用(埋立資材 骨材 盛土用等) 場内堆積 処分 その他				
	跡地利用の方法					
その他	処理の方法					
	処理後の残渣物の処理方法					
添付書類	位置図				別紙一	
	付近見取図				別紙一	
	土地利用計画図				別紙一	
	公図(写し)				別紙一	
	産業廃棄物処理施設等の設計概要図	1	平面図	2	立面図	別紙一 {
		3	側面図	4	構造図	
		5	断面図			別紙一
	その他必要な図書					別紙一
						別紙一
						別紙一
				別紙一		

別紙3

計画地等一覧表

		住所・地番	所有者	使用者	地目(m ²)	都市計画法の 区分・用途名	その他法令の指 定の有無
施 設 計 画 地	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	公有 財産						
隣 接 地	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	公有 財産						

別紙4

構造及び維持管理の概要

困 表 い 示 等 等	(別紙一 参照)
雨水等の流入防止	(別紙一 参照)
排ガス対策	(別紙一 参照)
保管設備	(別紙一 参照)
搬入道路	(別紙一 参照)
消火設備及び 洗車設備	(別紙一 参照)
駐車設備及び 管理事務所	(別紙一 参照)
排水処理設備の 概 要 (フロー図)	
放流先までの構造 放流計画水質	(別紙一 参照)

廃棄物の確認	(別紙一 参照)	
作業時間	(別紙一 参照)	
飛散・流出 悪臭防止	(別紙一 参照)	
防火	(別紙一 参照)	
害虫等の発生防止	(別紙一 参照)	
記録及び保存	(別紙一 参照)	
騒音・振動及び 粉じん防止	(別紙一 参照)	
使用道路	(別紙一 参照)	
放流水	検水の採取方法及び分析項目	分析頻度

別紙5

関係者の承諾の概要

関係者	承諾の内容

関係住民の事前説明の概要

年月日	事前説明の方法、内容等
年月日	

関係法令の概要

法令の名称	所轄行政庁	手続の進捗状況

様式第2号（第6条関係）

事業計画等周知計画書

年 月 日

（宛先）愛西市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第7条の規定により、事業計画等周知計画書を提出します。

事前協議書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置場所		
説明会に関する事項	開催の場所	
	開催の日時	
	会場の定員	
	開催の周知の方法	
	多数の関係住民が参加できるように配慮した事項	
説明会以外の事業計画等の関係住民への周知方法		

様式第3号（第7条関係）

実施結果報告書

年 月 日

（宛先）愛西市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第8条第4項の規定により、実施結果報告書を提出します。

事前協議書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置場所		
説明会に関する事項	開催の場所	
	開催の日時	
	会場の人数	
	開催の周知の方法	
	その他特記事項	
説明会の内容及び意見の集約並びに今後の対応		
その他の意見及び今後の対応		

様式第4号（第9条関係）

環境の保全上の見地からの意見に対する見解書

年 月 日

（宛先）愛西市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第11条第1項の規定により、見解書を提出します。

意見の概要	
意見に対する見解	

様式第5号（第9条関係）

見解書周知報告書

年 月 日

（宛先）愛西市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第11条第3項の規定により、見解書周知報告書を提出します。

事前協議書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置場所		
周知に関する事項	周知時期	
	周知方法	
	対象地域 (説明会の場合は、開催場所)	
	その他 (説明会の場合は、参加人数)	
周知（説明会）の内容及び意見の集約並びに今後の対応		

様式第6号（第11条関係）

事前協議書変更届

年 月 日

（宛先）愛西市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議書 提出年月日		
産業廃棄物処理 施設の設置場所		
変更に係る事項	変更前	変更後

様式第7号（第11条関係）

周知計画書変更届

年 月 日

（宛先）愛西市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議書 提出年月日		
産業廃棄物処理 施設の設置場所		
周知計画書 提出年月日		
変更に係る事項	変更前	変更後

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

事業計画廃止届

年 月 日

（宛先）愛西市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおりを届け出ます。

事前協議書提出年月日	
産業廃棄物処理施設の 設 置 場 所	
産業廃棄物処理施設の 種 類	
事業計画廃止年月日	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)